

20191204貿局第1号
輸出注意事項2019第51号
経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出
注意事項27第26号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年12月23日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」の一部改正について

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出
注意事項27第26号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和元年12月30日から施行する。ただし、改正規定中大韓民国に
係る部分の規定は、令和2年2月20日から施行する。

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成２７年１１月１１日付け輸出注意事項２７第２６号）

改 正 後	現 行
特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成２９年７月２４日付け２０１７０７０３貿局第１号・輸出注意事項２９第１３号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国等は、下記のとおりとなります。	特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成２９年７月２４日付け２０１７０７０３貿局第１号・輸出注意事項２９第１３号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国等は、下記のとおりとなります。
記 アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、<u>コートジボワール</u>、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、<u>大韓民国</u>、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア	記 アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア